

関原発第 510 号
平成 31 年 2 月 8 日

原子力規制委員会
原子力規制庁 殿

関西電力株式会社
取締役社長 岩根 茂樹

高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請に係る重複する案件について

当社は、平成 30 年 2 月 5 日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を申請（平成 30 年 7 月 27 日一部補正。以下「既申請①」という。）し、また、平成 30 年 11 月 16 日に高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可を重複申請（以下「既申請②」という。）しておりますが、この度、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴う発電用原子炉設置変更許可の申請を致しました。（以下「後申請」という。）

従いまして、既申請①及び②と後申請が重複することとなりますが、当社としましては、相互の申請内容に安全上の関連はないと考えておりますので、既申請①及び②案件と後申請案件に対し審査を受ける優先度を付けず審査して頂きますようお願い致します。

なお、いずれかの申請の許可後、他の申請に対する補正申請を実施する予定です。

【既申請①案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年2月5日(関原発第379号)
(平成30年7月27日付け関原発第232号で一部補正)
3. 変更の理由：
 - (1) 1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の重大事故等対処設備及び体制の一部を変更する。
 - (2) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を追加する。
 - (3) 1号炉及び2号炉の使用済燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備を一部変更する。
 - (4) 1号炉及び2号炉の所内常設直流電源設備(3系統目)を設置する。

【既申請②案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成30年11月16日(関原発第380号)
3. 変更の理由：
 - (1) 原子力災害制圧道路等整備に伴い、敷地の面積及び形状を変更する。
 - (2) 3号及び4号炉の使用済樹脂を1号及び2号炉の廃樹脂処理装置他で処理するため、1号及び2号炉共用の廃樹脂処理装置他を1号、2号、3号及び4号炉共用に変更し、処理に係る設備を設置する。

【後申請案件】

1. 申請書名：高浜発電所発電用原子炉設置変更許可申請書
(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)
2. 申請日：平成31年2月8日(関原発第507号)
3. 変更の理由：
 - (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉における中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する。